

流山市農業委員会  
平成25年第3回  
総会議事録

平成25年3月26日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成25年第3回総会議事録

1 期 日 平成25年3月26日(火)

2 場 所 流山市役所303会議室

3 議 長 名 高市 正義

4 署名委員 13番 須郷 英夫  
15番 石井 勇

5 出席委員(13名)

1番 小嶋 悦子	2番 小倉 節子
3番 山崎 日出男	4番 中村 彰男
6番 豊島 啓行	7番 青野 直
8番 水野 敬久	10番 大作 榮
11番 根本 隆	12番 小林 常男
13番 須郷 英夫	15番 石井 勇
16番 高市 正義	

6 欠席委員(3名)

5番 酒巻 孝美	9番 中村 敏則
14番 水代 啓司	

7 書記名 副 主 査 岡田 敏夫

8 事務局 局 長 岡田 一美 次 長 吉田 勝実  
次長補佐 山口 憲彦

9 会議目次

(1)議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について……………	1
(2)議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)……………	3
(3)議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)……………	5
(4)議案第11号 農用地利用集積計画の決定について……………	8
(5)議案第12号 農業生産法人報告書の提出について……………	10
(6)議案第13号 地目変更登記申請に係る登記官からの照会について……………	12
(7)報告第5号 専決処理の報告について……………	16

**開会 午後3時01分**

**高市議長** 定刻になりましたので、これから総会を開会したいと思います。

大変陽気もよくなりまして、それこそ今年はですね、寒かったり暑かったりしてましたけども、たまたまこの花見の時期になったら急にぱっと咲いちゃいまして、もう大変何か、季節が狂っちゃったような感じでございますが、これからだんだんお忙しい時期に入る訳でございますけど、十二分に体調を整えていただいでですね、農業委員会の方にもですね、御尽力を賜りたいとこのように思っております。

それでは、ただ今から、平成25年第3回流山市農業委員会総会を開会いたします。ただ今のところ、出席委員は16名中13名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。なお、5番、酒巻委員、9番、中村敏則委員、14番、水代委員から欠席の旨届出がありましたので、御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**高市議長** 異議なしと認めます。13番、須郷委員、15番、石井委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。本日の会議の書記として、岡田副主査を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。吉田次長。

**吉田次長** お手元に配布させていただきました議案書の会議目次を御覧ください。本日、御審議いただく案件は、議案第8号の「農地法第3条の規定による許可申請について」から議案第13号の「地目変更登記申請に係る登記官からの照会について」までの6議案について御審議いただきたいと存じます。

また、報告事項といたしましては、報告第5号の「専決処理の報告について」御報告をさせていただきたいと存じます。

御説明は以上です。よろしく御願い申し上げます。

**高市議長** ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

**高市議長** なしと認めます。

**高市議長** これより議事に入ります。

それでは、議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

**吉田次長** 議案書の1ページを御覧ください。

議案第8号

農地法第3条の規定による許可申請について  
農地法第3条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成25年3月26日提出

流山市農業委員長 高市 正義

最初に1番です。権利者は流山市西深井の方で、職業は農業です。申請がありました土地は、流山市西深井の田、4筆で、面積は2,236㎡です。次に申請事由ですが、農業経営規模の拡大を図るため農地を取得したいというものです。議案案内図につきましては、1ページでございます。

続きまして2番です。権利者は流山市深井新田の方で、職業は兼農です。申請がありました土地は、流山市深井新田の田、1筆で、面積は433㎡です。申請事由につきましては、経営規模の拡大を図るため農地を取得したいというものです。議案案内図につきましては、同じく1ページでございます。

今月の3条許可申請は、以上の2件です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**高市議長** 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。小林委員長。

**小林委員長** 議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」報告をいたします。

今月の案件は2件です。本案につきましては、現地調査と権利者からのヒアリングを行い審議いたしました。

まず、1番について報告します。申請地は、流山工業団地の西、利根運河を挟み約700mに位置している田でございます。

申請理由ですが、田を購入し、農業経営規模の拡大を図るため、申請があったものでございます。申請地の田は耕起済みの状況でした。

次に、権利者の営農状況ですが、権利者の耕作面積は約1.6haで、農業従事者は4名で、主に米を作付けし、収穫後はJA及び市内個人米穀商店に出荷しているということでございます。

現在、所有している農地の中には不耕作地はなく、また、今後も申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということでした。

次に、2番について報告します。申請地は、1番と同様、流山工業団地の西、利根運河を挟み約1.1kmに位置している田でございます。

申請理由ですが、田を購入し、経営規模の拡大を図るため、申請があったものでございます。申請地の田は耕起済みの状況でした。

次に、権利者の営農状況ですが、権利者の耕作面積は約1.2haで、農業従事者は3人で、主に米を作付けし、収穫後はJAなどに出荷しているということでございます。

現在、所有している農地の中には不耕作地はなく、また、今後も申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということでした。

以上のことを基に審議したところ、本案については、取得後にすべての農地を耕作することや、労働力の確保及び農業の効率的利用の確保が図れること、また、農地取得下限面積を超えていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一致をもって、1番、2番それぞれ許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

**高市議長** 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

**8番(水野委員)** 因みに売買金額はお幾らでしょうか。

**小林委員長** 1番ですが、730万円。坪1万円です。2番、170万円。坪1万3千円でございます。

**高市議長** よろしいですか。

**8番(水野委員)** 分かりました。

**高市議長** ほかにございますか。

(なしの声あり)

**高市議長** 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第8号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって、議案第8号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。ありがとうございました。

**高市議長** 次に、議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」(恒久転用)を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

**吉田次長** 議案書の2ページをお開きください。

議案第9号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

農地法第5条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成25年3月26日提出

流山市農業委員会 会長 高市 正義

今月の恒久転用による5条許可申請は、1件です。初めに申請者ですが、権利者

は流山市駒木台の方でございます。申請がありました土地は、流山市駒木台の畑、1筆で、面積は161㎡です。次に、転用目的につきましては、専用住宅を建築したいというものです。

議案案内図につきましては、2ページと3ページでございます。

御説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**高市議長** 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。小林委員長。

**小林委員長** 議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」(恒久転用)を御報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが1件です。本案につきましては、現地調査と権利者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

最初に、移転の原因は使用貸借で、転用目的は専用住宅を建築しようとするものです。

申請理由については、権利者は現在、夫と子供2人の4人家族で、実家の一間に居住しているということですが、今年の夏に家族が一人増えることから手狭となり、父親から土地を借り専用住宅の建築を計画したということでした。

次に、事業計画の概要ですが、住宅を建築する敷地161.94㎡の農地に、建築面積69.56㎡の専用住宅1棟を建築しようとするものです。

次に、周辺への被害防除対策といたしましては、雨水は、宅地内に浸透枡を設置し、溢れた分は雨水本管へ放流、汚水、雑排水については、合併浄化槽を設置し、雨水本管へ放流する計画です。また土砂の流出防止対策といたしましては、外周にブロックを設置する計画です。

次に、申請地の農地区分についてですが、申請地は、東武野田線初石駅の東約1.5kmに位置し、周囲には、病院、教育施設、住宅が連たんしており、市街地化が著しい区域に近隣する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ha未満の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、住宅の建設に要する資金は、約2千68万円で、全額金融機関からの借り入れで賄う計画であり、金融機関からの融資審査回答書が添付されております。

次に、他法令については、都市計画法が該当し、現在手続き中です。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、他法との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

**高市議長** 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

15番(石井委員)この辺は調整区域と思われるんですが、分家住宅じゃないんですか。それとも50戸連たんとしての許可申請が出ているんですか。調整区域の場合は、専用住宅は建たないと思うんですが。どんな形なんですか。

山口次長補佐 ただ今、石井委員から質問のありました住宅の種類なんですけども、こちらについては宅地課の方と協議をさせていただきまして、非農家分家住宅という形で住宅を建てる予定でございます。以上です。

高市議長 よろしいですか。

15番(石井委員)はい。

高市議長 あと質疑ございませんね。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第9号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって、議案第9号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」(一時転用)を議題といたします。

事務局より、議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の3ページを御覧いただきたいと思えます。

議案第10号

農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)

農地法第5条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成25年3月26日提出

流山市農業委員会 会長 高市 正義

今月の一時転用は2件でございますが、この2件は権利者が同じでございます。また、申請の内容も関連しておりますので、この1番と2番につきましては、一括して御説明をさせていただきます。

初めに申請者ですが、権利者は柏市豊上町に住所を置く法人で、土木業を営んでおります。

次に、申請がありました土地は、1番が流山市芝崎の田、2筆で、面積は1,932㎡です。転用目的につきましては、土砂等の利用による農地造成です。

次に、2番の申請がありました土地は流山市芝崎の畑で、面積は2筆で、105.36㎡です。転用目的は、1番と同じく農地造成でございます。

なお、この2番の農地についてですが、この2番の2筆の全体の面積は、1,020㎡でございます。昨年、田から畑への農地造成を行い、現在は畑の状態となっております。この1,020㎡のうち今回の申請面積105.36㎡につきましては、ここに隣接している1番の農地、この1番の農地は現在田となっておりますので、ここへの土砂の流出を防止するため、現在は法面となっておりますが、今回隣接地である1番の農地について、田から畑への埋め立てが行われることになりましたため、これに合わせて法面の部分についても埋め立てを行いたいというものでございました。議案案内図につきましては、4ページと5ページでございます。

御説明につきましては、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**高市議長** 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。小林委員長。

**小林委員長** 議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」(一時転用)を御報告します。

今月の案件は一時転用によるものが2件ですが、申請地が隣接箇所で、転用目的が関連しておりますので、一括して報告させていただきます。

本案については、現地調査と権利者及び義務者双方からヒアリングを行っております。

最初に移転の原因は使用貸借でございまして、転用目的は残土を利用した農地造成でございます。

権利者は、平成19年に柏市で土木工事業を目的とした事業所を設立しております。主に、水田の埋立て工事を行っているということでございますが、流山市内では、昨年5月に今回の申請地の隣接地での申請があり、平成25年3月6日に完了報告が提出されております。

土砂の搬出元は、埼玉県八潮市の改良土プラント事業所内から発生する土砂であり、土砂の安全性については、地質分析結果証明書及び土砂発生元証明書が添付されております。

土砂の搬入経路は、流山橋から市役所前、JAとうかつ中央八木支店を經由、第3コミュニティ前を左折後、約100m先を右折し、現地に入ることでございます。1日当たりの運搬台数は、10t車で8台程度を予定しているということでございます。

次に、事業計画の概要であります。埋立て面積は1番が1,932㎡、2番は1番に隣接する農地の法面の埋め立てで面積が105.36㎡の合計2,037.36㎡でございます。

埋め立て方式は、表土から1.5mほどを掘削し、発生土約2,000㎡を搬入し、表



土には掘削土を敷き均すという、天地返しを行うとのことでございます。

埋立て期間は、許可後から平成25年6月末までを予定しております。

次に、1番の義務者の方の営農状況でございますが、耕作面積は約65aで、農業従事者は1名でございます。農地造成後はカブ、ねぎなどを作付け、柿、梅の果樹を植樹する計画でございます。

次に、2番の義務者の方は、今まで耕作は行っていないということですが、農地造成後は1番の義務者と同じく、カブ、ねぎ、柿などを作付けする計画でございます。

また、周辺農地所有者への説明を行い、ガラなどの産業廃棄物などは搬入しない旨を説明したところ、特に意見はなかったということでした。

次に、申請地の農地区分についてでございますが、申請地は八木中学校の南約400mに位置し、申請地は特に作付けは行われておりませんでした。周囲は住宅や事業所などが連たんしている区域に近接する区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であることから、第2種農地と判断いたしました。

なお、申請地については、芝崎土地改良区域内の農地であるため、平成25年3月1日付けで、関係機関と協議することなど10項目について協議が整うことを条件とする意見書が、また、同じく、関係機関と協議することなど9項目を条件とする農耕地埋立の同意書が、同土地改良区から提出されております。

次に、資金計画につきましては、造成費が50万円でございます。全額自己資金で賄う計画であり、金融機関発行の残高証明書が添付されております。

次に、他法令につきましては、流山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例が該当し、現在手続き中でございます。

次に、申請地の出入口には、交通整理員を1名配置するとともに、運搬業者に対し、申請地周辺に小・中学校があることから、交通安全に万全を期することをお願いしてあるということでございます。

最後に土地所有者に対しては、その責務として、転用事業が行われている間、違反転用の発生を防止するため埋立等事業計画に定められたとおり実施されているかを定期的に把握するとともに、計画どおり実施していないとき又はその恐れがあることを知ったときは、直ちに、事業を行う者に対し事業の中止及び原状回復を求めるとともに、その旨を農業委員会に通報するよう指導いたしました。

また、時節柄、申請地の土壌及び搬入する土砂の放射能検査について万全を期すよう指導いたしました。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査をもとに、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、一時転用の妥当性、他法令との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」、「土砂等の利用による農地造成の一時転用の許可基準」に基づき審査を行ったところ、本案についてはそれぞれ許可

基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

**高市議長** 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

**高市議長** 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第10号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第10号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。ありがとうございました。

**高市議長** 次に、議案第11号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局より、議案の説明を求めます。吉田次長。

**吉田次長** 議案書の4ページをお開きください。

議案第11号

農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による諮問が次のとおりあったので、意見を求める。

平成25年3月26日提出

流山市農業委員長 高市 正義

今月は新規のみで、更新はありません。初めに1番ですが、権利者は流山市西深井の方で、職業は兼農です。利用権を設定しようとする土地は、流山市西深井の田、1筆、面積は1,021㎡で、利用権の設定期間は新規により6年間です。議案案内図につきましては、6ページでございます。

次に、2番ですが、権利者は流山市深井新田の方で、職業は兼農です。利用権を設定しようとする土地は、流山市西深井の田、3筆、面積は2,683㎡で、利用権の設定期間は新規により3年間です。議案案内図につきましては、7ページでございます。

次に、3番ですが、権利者は流山市木の方で、職業は農業です。利用権を設定しようとする土地は、流山市平方の田、1筆、面積は1,031㎡で、利用権の設定期間は新規により3年間です。議案案内図につきましては、8ページでございます。

次に、4番ですが、権利者は3番の方と同じ方でございます。利用権を設定しようとする土地は、流山市中野久木の田、1筆、面積は1,031㎡で、利用権の設定期間は新規により3年間です。議案案内図につきましては、9ページでございます。

今月の利用集積計画は、以上の4件でございますが、続けて議案書の6ページを御覧いただきたいと思っております。6ページでございますのは、平成24年度の農用地利用集積事業の累計表でございます。平成24年度につきましては、あと残りわずかとなりましたけれども、平成24年度の利用集積設定面積につきましては、この表にありますとおり、新規によるものが68,007㎡、更新によるものが52,260㎡、合計では120,267㎡でございました。中でも新規の設定面積につきましては、千葉県が取り組んでおりますワン・スリー運動に合わせまして、各農業委員さん一人当たり3,000㎡、本市では農業委員さんが16名いらっしゃいますので、3,000㎡×16名分で48,000㎡、こちらの新規設定を目標に取り組んでいただきました。その結果、平成24年度の新規による設定面積は、目標の48,000㎡に対しまして、新規の実績面積が68,007㎡、目標達成率で見ますと141%と委員の皆様の働きかけによりまして目標を大きく上回ることができました。誠にありがとうございました。また、4月からは新しい年度がスタートいたしますが、農地の有効活用の推進、また、遊休農地解消の推進を図るためにも、引き続き委員の皆様の一層の御尽力をいただけますようよろしくお願いいたします。ありがとうございました。以上でございます。

**高市議長** 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。小林委員長。

**小林委員長** 議案第11号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、新規が4件です。

まず1番ですが、権利者の職業は兼農で年齢は57歳です。また、営農状況については、耕作面積が約1.1haで、農業従事者は権利者を含めまして3名でございます。

次に、現地の状況ですが、対象農地の田は耕起済みの状況でした。本件については、新たに6年間の利用権を設定しようとするものです。

次に、2番ですが、権利者の職業は兼農で年齢は73歳です。また、営農状況については耕作面積が約4.1ヘクタールで、農業従事者は権利者を含め3名でございます。

次に、現地の状況ですが、対象農地の田はいずれも耕起済みの状況でした。本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものです。

次に、3番、4番は権利者が同じ方ですので、一括して報告いたします。権利者の職業は農業で年齢は48歳です。また、営農状況については耕作面積が約6.4ヘクタールで、農業従事者は権利者を含め4名でございます。

次に、現地の状況ですが、対象農地の田はいずれも耕起済みの状況でした。本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものでございます。

以上のことをもとに審議したところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案については、全会一致をもって、それぞれ承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

**高市議長** 御苦労さまでした。これより本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

**高市議長** 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。議案第11号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第11号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。ありがとうございました。

**高市議長** 次に、議案第12号「農業生産法人報告書の提出について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

**吉田次長** 議案書の7ページを御覧ください。

議案第12号

農業生産法人報告書の提出について

農地法第6条第1項の規定による報告が次のとおりあったので、意見を求める。

平成25年3月26日提出

流山市農業委員長 高市 正義

農業生産法人につきましては、毎年農業生産法人報告書を事業年度の終了後3か月以内に、農業委員会に報告書を提出しなければならないと規定されておりますことから、今回報告書の提出があったものでございます。

今回報告がありました農業生産法人は、流山市深井新田にございます農業生産法人で、報告のあった事業年度は、平成24年1月1日から平成24年12月31日までの1年間でございます。

そして、農業生産法人に必要な各要件の確認につきましては、法人から提出された報告書を基に農業生産法人要件確認書を農業委員会で作成いたしましたので、皆様のお手元に配布をさせていただきました。この農業生産法人要件確認書という資料を御覧いただきたいと思っております。

今月の報告につきましては、別添の資料の中の平成25年2月26日と書かれている欄が今回報告のあった個所となっております。初めに経営面積でございますが、田畑の合計面積としては、30,574㎡でございます。

次に、法人形態についてですが、法人形態は株式会社で非公開会社となっております。よって法人形態については要件を備えておりますので、要件の適否の欄は適に○としております。

次に、事業の種類についてですが、主たる事業は体験農園の経営並びに農作業の受託が主な事業で、生産する作物については水稻、ねぎが主なものとなっております。また、売上高についてですが、今回報告の対象となる1年間の売上高は、農業と書かれております欄の上から3行目に報告と書かれている個所が、今回の事業年度の売上金額となっております。また、全体の売上高に占める農業の売り上げ割合につきましては、売上高の全部が農業の売り上げで占められております。したがって、農業に占める売上高の割合は50%以上という要件を満たしておりますので、要件の適否の欄はこちらも適に○としております。

次に、構成員数についてですが、構成員は農業上に従事者が一人でございますが、農業に従事している日数は185日と年間150日以上に従事要件を満たしておりますので、これにつきましても要件の適否の欄は適に○としております。

次に、業務執行役員数についてでございますが、この法人の役員は1名で、この役員の従事日数については先ほど申しあげました185日でありましたので、年間150日以上農業従事要件につきましても要件が満たされているということで、こちらにつきましても要件の適否の欄は適に○をしております。

最後に現地の状況でございますが、田についてはいずれの農地も耕起が行われております。また、畑についてはねぎの作付けをはじめ、中野久木の畑においては体験農園としての利用が行われております。

そして議案案内図でございますが、議案案内図については7ページと少し飛びまして10ページと11ページでございます。

議案第12号の御説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**高市議長** 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。小林委員長。

**小林委員長** 議案第12号「農業生産法人報告書の提出について」御報告いたします。

本案につきましては、農地法第6条第1項の規定により、農業生産法人は、毎年、事業の状況その他を農業委員会に報告しなければならない、とされているところでございます。

そこで、農業委員会はその報告に基づき、農業生産法人がその要件を満たさなく

なる恐れがあると認めるときは、その法人に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる、とされているということでございます。

農業生産法人の要件といたしましては、法人形態要件、事業要件、構成員要件、議決権要件、業務執行権要件があり、各要件についての適否を点検するものであります。

この要件は、設立の時に満たされるだけでなく、設立後も各要件が満たされていることが必要で、農業生産法人は、農地の権利を取得した後も、この要件に適合していることを確保するため、各事業年度の終了後3か月以内に、事業の状況等を農業委員会に報告することが義務づけられているということでございます。

このため、本案について配布資料の農業生産法人要件確認書に基づき審査を行ったところ、いずれの要件にも適合していることを確認したため、承認するという結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

**高市議長** 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方いらっしゃいますか。

**8番(水野委員)** 流山北高校の北側の畑って、確か返却したんじゃないかなと思うんですけど、年度途中だからこれは入っていることになっているんですかね。

**山口次長補佐** ただ今水野委員から御質問のありました流山北高校の脇の農地という話ですけども、こちらにつきましては確か10月に合意解約ということで、総会の中でも報告させていただいてますが、今回この農業生産法人の会計年度、12月31日という形になっております。返却の方は10月の報告がありましたけれども、12月31日をもって合意解約という形になっておりますので、ちょうど会計年度には合っているという形になります。来年からはこの分が減歩されて明記されてきます。以上です。

**高市議長** よろしいですか。

**8番(水野委員)** はい。

**高市議長** ほかにございますか。御質問。

ないようですので、これより採決を行います。

議案第12号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第12号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。ありがとうございました。

**高市議長** 次に、議案第13号「地目変更登記申請に係る登記官からの照会について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の8ページをお開きください。

議案第13号

地目変更登記申請に係る登記官からの照会について

地目変更登記申請に係る登記官からの照会が次のとおりあったので、意見を求める。

平成25年3月26日提出

流山市農業委員長 高市 正義

照会がありました土地は、3件、3筆ございますが、内容が同一のものでございますので、一括して御説明をさせていただきます。

照会がありました土地は、流山市駒木にあります田、3件、3筆で、1,596㎡、登記申請地目につきましては雑種地です。

議案案内図は12ページでございます。

本件につきましては、平成25年3月18日付けで、千葉地方法務局松戸支局の登記官から照会があったものでございます。

そしてこの法務局から照会があった項目でございますが、一つは現況地目はどうなっているか、現況は農地になっているのか、それとも非農地になっているのか、二つ目は農地転用の許可等を受けているか、いないか、そして三つ目として農地転用の許可等を受けずに現況が非農地となっている場合には、原状回復命令を行うかどうか、この3項目について農業委員会に照会があったものでございます。

議案第13号の御説明につきましては、以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。小林委員長。

小林委員長 議案第13号「地目変更登記申請に係る登記官からの照会について」御報告いたします。

本件については、この土地の登記簿地目を田から雑種地に地目変更をするため、千葉地方法務局松戸支局に地目変更登記申請が提出されたものでございますが、農地法に関する必要な手続きが完了していなかったため、法務局から照会があったものでございます。

この法務局からの照会について回答をする場合には、原則として、農業委員の現地調査並びに総会での決定をいただき回答を行っているところでございます。

このことから、本件につきましては、3月21日の第2小委員会担当委員に現地調査をお願いし、実施いたしました。

照会のあった農地は、駒木の田で、柏市との市境に位置し、周辺は、駐車場、住宅地が連たんしている区域内の農地で、現況は造成工事後で、ガラや石などが散乱しており、農作物が作付けできない状態でした。

このため、本件の回答といたしましては、現況地目としては「非農地」、転用許可の有無については、「無」、原状回復命令については、周囲の状況から農地区分が第2種農地と判断できるため、「原状回復命令は行わない」として回答するという結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

**高市議長** 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は挙手をお願いいたします。

**7番(青野委員)** この3件はそうすると、法務局の方にこの3人から地目を変えていただきたいという申請が出されたと、で、法務局の方から農業委員会の方に問い合わせが来たと、で、現地調査をしたということですかね。この申請者の目的はなんだったんですかね。この法務局にその申請をした、何か建物を建てようということなんですか。

**小林委員長** 何か造成して、そこに資材置場を、雑種地だったら出来るんで、現状は本当にすごいガラで、その隣に川があるんですけど、そのの浚渫工事のときに田圃を埋めたみたいなんですね。昔ですね。それで石が大分入っているというような。何かゴミ捨て場みたいな、何か行き止まりみたいな感じで、ゴミ捨てとというか、それを均したとというか、それが現状です。

小委員会が一番問題になったのは、資材置場とか何かに利用する場合ですね、そこに入る道がないんですね。それで小委員会では大分どうするかという、その返答はここに入っていないんですね。だから、大分そこで揉めたんですけど。法務局からの問い合わせの項目に入っていないんですね、それは。周りの現状は。その土地だけを判断する形なんです。

**7番(青野委員)** 3筆で1,596㎡ですから大変な農地であった訳でしょう。それが申請をされるまで分からなかった、で、結果的には現状調査をした結果は、一つ目は現況の地目は非農地だと、二つ目の転用の許可等はなかったと、三つ目の原状回復については必要なしと、いう結論に達したということでしょう、3点。だから、そこで結果的には小委員会の方で問題なしということで法務局へ、承認をされればお答えをすると、そうすると法務局の方は田圃であったものが雑種地に変更して、材料置き場に転用して行くと、ということなんでしょう。

**高市議長** ですから、この問題は法務局が流山の農業委員会に調査を委託されているような形になっているんですよ。法務局が現地調査を行うのが本来なんですよ。

**山口次長補佐** 今の御質問の中で係るんですけども、今回はですね法務局の方から農業委員会の方に、現地を確認して、現地の地目が先ほど言ったように農地か非農地か、それを判断していただきたいという照会なんですね。最終的に地目を変えるのは農業委員会の意見ではなくて、法務局の登記官がここは非農地なのか雑種地なのか農地なのか、それは最終決定は法務局にゆだねられております。ですから私たち



は、現地を確認して農地なのか農地でないのか、農地でないということであればそれを原状回復するかしないか又はその以前に許可又は届出が出ていたかどうか、そういう3項目についての確認事項という形で照会が来ております。実際現地を見たところ、先ほど委員長からも御報告がありましたように、アスファルトのガラとかですね路盤から出た廃材、産廃物ですね、そういった石が大分混ざってしまっているという状況であったということと、許可は何も出ていなかった、で、なお、かつ、原状回復というのは、本来ここはもし資材置き場であれば資材置場、駐車場であれば駐車場という申請が上がった場合には、2種農地ですので、一応許可相当の許可できる農地であると、1種農地とかですね農振地域ではないということですので、原状回復はしないというような形で回答して行きたいということで第2小委員会の中でも方向性を出させていただきました。で、本日皆様の方からその回答の報告、承認いただければ、それで法務局に取りあえず非農地であるという形での回答をして行きたいという形で提案させていただきますので、よろしくお願いいたします。

7番(青野委員)そうするとこの3人の方々は兄弟、姉妹・・・

山口次長補佐 今回登記官からの中には登記事項証明書が付いております。この3筆とも相続により取得という形になっております。ただ、続き柄につきましてはこの中では読み取れません。で、実際にこの方につきましては3人とも農家ではございませんので、実際に農業経営されていないと思います。

7番(青野委員)ここはURの区域に入ってます。

高市議長 入ってないです。これは。

7番(青野委員)入ってない。

高市議長 全然関係ない。

7番(青野委員)関係ない場所。はい、以上です。

高市議長 ほかに御質問ありますか。

8番(水野委員)うろ覚えなんですけど、ここってずっと前に第1小委員会で見に行った所と同じ所ですか。

高市議長 うん、そうだ、あの駐車場の脇だ。

8番(水野委員)あのときは駐車場にするとかいう話じゃなかったんでしょうかね。

山口次長補佐 水野委員からお話がありましたけれども、以前のという話はこれは平成23年の確か5月頃に、この地域の隣接する所に貸し駐車場ということで申請があった所でございます。まだ、貸し駐車場の方の整備がですねちょっと遅れておりまして、今回たまたまその委任を受けた業者に確認を取ったところ、また、御本人にも確認を取りましたけれども、早急に整備をしてすぐ完了報告を挙げますという形で言われております。その申請地の脇でございます。

8番(水野委員)あ、隣なの。

山口次長補佐 隣です。

8番(水野委員)なるほど。

高市議長 全くこれ柏市との隣接なんです。道路1本。

8番(水野委員)ま、ちょっとひどい場所ですわね。

高市議長 ほかにございますか。ございませんか。よろしいですか。

(はいの声あり)

高市議長 それではですね、これより採決を行います。

議案第13号について、委員長報告のとおりとすることに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、多数であります。

よって、議案第13号については、委員長報告のとおりとすることに決定いたしました。ありがとうございました。

高市議長 次に、報告第5号「専決処理の報告について」報告を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の9ページを御覧いただきたいと思います。

報告第5号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年3月26日報告

流山市農業委員長 高市 正義

初めに、農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。今月の御報告は19件で、内容につきましてはいずれも記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、転用目的別の内訳ですが、住宅用地が11件、店舗が4件、駐車場が2件、住宅用地及び公衆用道路が1件、工場が1件でございました。

今月の4条届出の合計は、以上19件、29筆、11,272.58㎡、地目別の内訳では、田が9筆、3,368㎡、畑が20筆、7,904.58㎡でございました。

次に、議案書の12ページをお開きください。

2番、農地法第5条第1項第6号の規定による届出でございます。今月の御報告は58件で、内容につきましてはいずれも記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、移転の原因別の内訳につきましては、売買が53件、交換が2件、賃貸借が2件、使用貸借が1件でございました。また、転用目的別では、住宅用地が55件、店舗が1件、公園が2件でございました。

今月の5条の届出の合計は、以上58件、85筆、78,565.34㎡、地目別の内訳

では、田が15筆、6,323㎡、畑が70筆、72,242.34㎡でございました。

御報告は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

**高市議長** ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。

**7番(青野委員)**今の報告でですね、成年後見人というところがあったと思うんですよね。10ページの9番。この辺もう少し詳しく報告していただけます。

**吉田次長** ただ今の10ページ9番の成年後見人ということでございます。こちらの方につきましては、障害をお持ちの方ということで的確な判断ができないということで、裁判所でしたかこちらの指定を受けまして、後見人が指定されている方という方の届出でございます。いわゆる本人の方が判断できないということで、裁判所でその方に代わって後見人を指名するということです。

**7番(青野委員)**そうすると9番は、〇〇持分が3分の1ということになってますけれども、社会福祉法人が3分の1持つようになったと・・・

**山口次長補佐** その入所者。

**7番(青野委員)**あ、〇〇に入所している人が、じゃ、法人じゃない、その人が入居しているから〇〇という名前を付けて、△△さんという人が3分の1持つと、社会福祉法人じゃないということですね、はいはい、分かりました。

**15番(石井委員)**この土地、清辺北岸でしょう。西深井の地区だから、市街化区域だから。

**吉田次長** はい、こちら市街化区域です。

**15番(石井委員)**建設省の前で、西深井でも市街化区域なんですよ。

**高市議長** ほかに御質問ございますか。

特にないようですので、次に進ませていただきます。

**高市議長** 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成25年第3回流山市農業委員会総会を終了いたします。慎重審議をいただきありがとうございました。

**閉会 午後4時10分**

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成25年3月26日

流山市農業委員会長 高市 正義

流山市農業委員会委員 須郷 英夫

流山市農業委員会委員 石井 勇.....